

## 船舶事故調査報告書

平成22年5月13日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 山本 哲 也  
 委員 根本 美 奈

|   |  |
|---|--|
| 事故種類  | 衝突   |
| 発生日時  | 平成21年5月5日 22時40分ごろ   |
| 発生場所  | 愛知県豊浜港 豊浜港南防波堤灯台から真方位262° 820m付近<br>(概位 北緯34° 42.1′ 東経136° 55.7′)  |
| 事故調査の経過   | 平成21年5月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。<br>原因関係者から意見聴取を行った。   |
| 事実情報<br>船種船名、総トン数<br>船舶番号、船舶所有者等<br>L×B×D、船質<br>機関、出力、進水等 | A 遊漁船 <sup>せいりゅう</sup> 青龍丸、3.1トン<br>240-52666愛知、個人所有<br>9.97m(Lr)×2.52m×0.85m、FRP<br>ディーゼル機関、209kW、昭和58年3月13日<br>B 漁船 <sup>しょうせい</sup> 第五正盛丸、0.6トン<br>AC3-38433（漁船登録番号）、個人所有<br>6.39m(Lr)×1.61m×0.71m、FRP<br>ガソリン機関、60kW（漁船法馬力数）、平成13年7月2日 |
| 乗組員等に関する情報  | A 船長A 男性 46歳<br>二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定<br>免許登録日 平成9年4月24日<br>免許証交付日 平成19年2月14日<br>(平成24年4月23日まで有効)<br>B 船長B 男性 59歳<br>二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定<br>免許登録日 昭和50年8月15日<br>免許証交付日 平成20年6月30日<br>(平成26年3月30日まで有効)                                  |
| 死傷者等  | 負傷 1人（船長B）   |
| 損傷  | A 船首部及び船底擦過傷、プロペラ破損<br>B 船尾部破損、船外機等損傷  |
| 事故の経過   | A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客6人を乗せ、平成21年5月5日（祝）18時00分ごろ愛知県豊浜港を出発した。<br>A船は、豊浜港南防波堤灯台（以下「南防波堤灯台」という。）から126°（真方位、以下同じ。）1,500m付近で魚釣りを行った後、22時30分ごろ、次の釣り場（南防波堤灯台から270° 1,100m付近）に速力約11～13ノットで向かった。強い雨の中、船長Aは、船橋後部の踏み台に乗り、雨を遮るものを着用せずに操舵室より上に顔を出して前       |

|               |  |  |
|---------------|--|--|
|               | <p>方を向き、顔や目に雨が当たる状態で、船橋左舷後部にある舵輪を操作していた。</p> <p>一方、B船は、船長Bが1人で乗り組み、20時00分ごろ愛知県豊浜港を出発した。</p> <p>B船が、あなごかごを引き揚げるため南防波堤灯台から233°700m付近に向けて東進中、船長Bは前方で魚釣りをしているA船の灯火を見た。船長Bは、あなごかごを仕掛けておいた場所でB船を西北西方に向けて漂泊し、船首左舷巻揚機付近で体を船首方に向けて引き揚げ作業を始めた。船長Bは、衝突の約10分前まで、時々、後ろを振り返ってA船の動静を確認していたが、その後は引き揚げ作業に専念し、22時35分ごろ急に強い雨が降ってきたので合羽の帽子を被った。</p> <p>船長Bは、あなごかごの半数程度を引き揚げたとき、後方から機関音が聞こえたので中腰のまま振り返ったところ、A船の船首が後方から接近するのが見え、22時40分ごろ、豊浜港内において、A船の船首がB船の船尾に乗り上げるように衝突し、B船は転覆した。</p> <p>落水した船長Bは、A船の釣り客に救助され、病院に搬送された。A船の右舷船首が船長Bの左眼上部にぶつかり、船長Bは左眼窩内側壁骨折、左眼眼球打撲を負った。</p> |  |
| <p>気象・海象</p>  | <p>気象：天気 雨、風向 西北西、風力 1、視程 約1海里</p> <p>海象：海面 穏やか</p>  |  |
| <p>その他の事項</p> | <p>B船には、白色灯、回転灯及び作業灯が設置されており、事故翌日にB船を上架した際、白色灯及び作業灯のスイッチはオンになっていた。</p>   |  |
| <p>分析</p>     | <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>   | <p>あり</p> <p>不明</p> <p>あり</p> <p>A船は、強い雨が降る状況下、豊浜港内を速力約11～13ノットで航行し、顔や目に雨が当たって前方が見えにくい状況であり、適切な見張りを行っていなかった可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、あなごかごの引き揚げ作業中、後方から接近してくるA船の動静監視を適切に行わなかった可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、白色灯及び作業灯を点灯していた可能性があると考えられる。</p> |
| <p>原因</p>     | <p>本事故は、夜間、強い雨が降る状況下、豊浜港内において、A船が航行中、B船が漂泊してあなごかごの引き揚げ作業中、A船が適切な見張りを行わずに航行し、また、B船が後方から接近してくるA船の動静監視を適切に行わなかったため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>  |  |